

自己申告制度利用方法の紹介

【輸入編／日EU・EPA】



2021年7月
財務省・税関
EPA原産地センター

本日の内容



化学品メーカーの貿易担当者Oです。ドイツの現地法人から有機化学品「8-ヒドロキシキノリン」を購入し、日EU・EPAを利用して、日本に輸入することを考えています。製品の価額はFOB 2万ドルであり、「輸入者自己申告」を使う予定です。輸出者から「Material List」を入手し、以下の情報を確認しました。

■ 産品：8-ヒドロキシキノリン

□ 仕出国：ドイツ

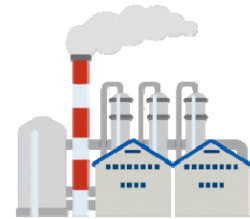
□ HS番号：第2933.49号

□ 原材料

01 キノリン	HS第2933.49号	… タイから輸入
02 水酸化カリウム	HS第28.15項	… 中国から輸入
03 硫酸	HS第28.07項	… ドイツ国内の生産者から調達
04 水酸化ナトリウム	HS第28.15類	… ドイツ国内の生産者から調達

□ 製造工程

ドイツ国内の輸出者自社工場において、上記材料を使用し、産品を製造する。



MATERIAL LISTの情報

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Belrin, GERMANY

Material List

Product Name: 8-Hydroxyquinoline

PO No: 1358615

HS Code: 2933.49

Weight: 50kg

	Material	HS code	Price	Origin
1	Quinoline	2933.49	\$12,000	Imported from Thailand
2	Potassium Hydroxide	28.15	\$2,000	Imported from China
3	Sulphuric Acid	28.07	\$1,000	Supplied in Germany
4	Sodium Hydroxide	28.15	\$1,000	Supplied in Germany

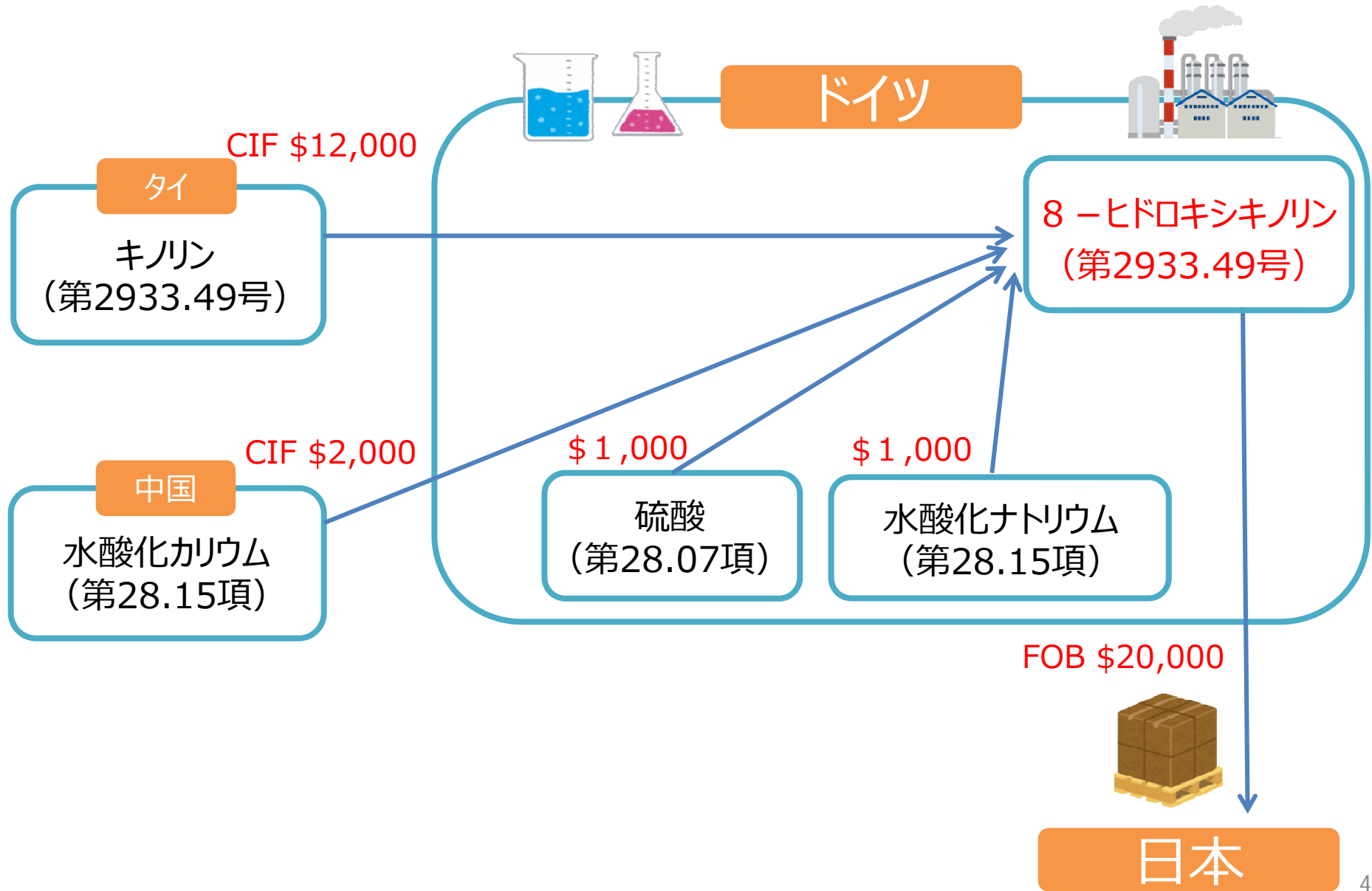
ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Quality Control Manager

Adelbert

Material
List

本日の内容

今回の事例の整理



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応

輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）



1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応

1 HS番号（品目分類番号）とは

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号です。
- EPA税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されています。


HS番号は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた、輸出入の際に産品を分類するコード番号です。

桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定されます。

HS番号は6桁からなり、世界200以上の国・地域で使用されており、輸出入共通です。

– 各国、7桁目以降の国内細分を独自に定めています。

日本の場合は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なっています。

 「8-ヒドロキシキノリン」は、**第29.33項、第2933.49号、第2933.49.090** に分類されます。

類（2桁）	= 第29類	有機化学品
項（4桁）	= 第29.33項	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
号（6桁）	= 第2933.49号	キノリン環を有する化合物のうち、その他のもの



1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

特定方法

- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。
- HS番号は、日本における輸入申告で使用する場合は、税関HPの「実行関税率表」で調べることができます。

➤ [税関HP>輸出入手続>実行関税率表](#)
(<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>)

実行関税率表 検索画面

2933.49	その他のもの				
100	1 デキストロ-3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び異性体、 硫酸デキストロ-3-メトキシ-N-メチルモルヒナン	3.9%	3.3%	無税	
900	2 その他のもの	4.6%	3.1%	無税	

輸出入手続

- 実行関税率表**
- 関税率表解説・分類例規
- 外国為替相場（課税価格）
- 各種様式・記載要領
- 税関関係用語集
- 輸入貨物の品目分類事例
- 輸入貨物の関税評価事例

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）

分類				
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類、放射性元素の化合物			
第29類	有機化学品			
第30類	医療用品			
第31類	肥料			
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、			

輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定



2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応

1.

2. EPA税率が設定されているかを確認

3.

4.

5.

6.

2 ステップ1で特定したHS番号をもとに、輸入する産品にEPA税率が設定されているかを確認します。

確認方法（一例）

実行関税率表検索画面 P8から続く。

[トップ](#) > [輸出手続](#) > [輸入統計品目表（実行関税率表）](#) > [輸入統計品目表（実行関税率表）](#) > [実行関税率表（2021年4月1日版）](#) >

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

第29類 有機化学品

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2021年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate			
番号 H.S.code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP
2933.49		その他のもの				
	100	1 デキストロ-3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び異性化 素酸デキストロ-3-メトキシ-N-メチルモルヒナン	3.9%		3.3%	無税
	900	2 その他のもの	4.6%		3.1%	無税

					関税率 Tariff rate	単位 Unit		他
モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	日米 貿易協定		I	II	
無税	無税	無税	無税					KG
無税	無税	無税	無税					KG

日EU・EPA

HS第2933.49号（2933.49-900）の産品に日EU・EPA税率が設定されており、WTO協定税率（3.1%）より関税が削減されていることが確認できます。



適用されるEPAと税率：日EU・EPA / 税率 Free



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応



1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

3-1 協定に定める原産品の要件を確認します。



日EU・EPA 第3章 原産地規則及び原産地手続
第A節 原産地規則
第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特恵待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

- (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品
- (b) 他方の締約国の[原産材料](#)のみから生産される産品
- (c) [非原産材料](#)を使用して生産される産品であって、附属書3-Bに定める全ての関連する要件を満たすもの

(中略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。



使った材料が原産材料か非原産材料かによって、
原産品の要件が変わるんですね。

原産地規則における「原産材料」「非原産材料」

■ 原産材料

EPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・品目別原産地規則を満たす産品（実質的変更基準を満たす産品）

■ 非原産材料

EPAの原産地基準を満たさず、原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

例えば、

- ・ 非締約国から調達した材料
- ・ 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
- ・ 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たさない、又は満たしているか不明な材料
- ・ 原産地不明の材料



日EU・EPA 第3・1条 定義（f）

「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

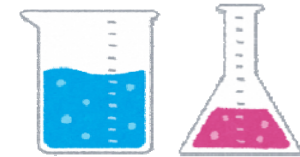
4.

5.

6.

3-2 輸入する製品の材料の産地に関する情報を確認します。

□ 原材料



- | | | | |
|----|----------|-----|---------------|
| 01 | キリン | ... | タイから輸入 |
| 02 | 水酸化カリウム | ... | 中国から輸入 |
| 03 | 硫酸 | ... | ドイツ国内の生産者から調達 |
| 04 | 水酸化ナトリウム | ... | ドイツ国内の生産者から調達 |



01, 02 = 締約国外から調達した材料

= 非原産材料

03, 04
= 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料

(とりあえず)
= 非原産材料
として扱う。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

3-3 協定の定める原産品の要件に、確認した材料の情報を当てはめます。



(P12再掲) 日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

(b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品

(c) **非原産材料を使用**して生産される産品であって、**附属書3-B**に定める全ての関連する要件を満たすもの



今回、**非原産材料**を使っているから(c)ですね。

(中略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく**満たされなければならない。



日EU・EPA 第3・4条 十分な変更とはみなされない作業又は加工

1 第3・2条1(c)の規定にかかわらず、締約国における産品の生産において、非原産材料に対して次にかかげる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該産品は、当該締約国の原産品としてはならない。

(後略)



「8-ヒドロキシキノリン」が、締約国(EU)の原産品と認められるためには、**附属書3-B(=品目別原産地規則)に定められる要件が満たされている**必要があります。また、**十分変更とはみなされない作業又は加工を超える工程**が締約国(EU)において行われている必要があります。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

3-4 附属書3-B「品目別原産地規則（PSR）」を確認

(例1) 税関HP 原産地規則ポータルで協定の規定を確認

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

①税関HP ⇒ 原産地規則ポータル

このページの本文へ English

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

■ 新着情報

- [日米貿易協定](#)
- [日EU経済連携協定](#)
- [TPP11 \(CPTPP\)](#)
- [日モンゴル経済連携協定](#)
- [日オーストラリア経済連携協定](#)

②トップページ 協定・制度別情報 日EU経済連携協定

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [日EU経済連携協定](#)

日EU経済連携協定

注意:このページのリンクにはPDFデータがあります。

1.概要

- [日EU-EPA原産地規則について](#)
- [日EU-EPA自己申告・確認の手引](#)
- [日EU-EPA EPA税率の地理的適格性](#)

2.協定条文等

- [協定本文](#)
- [品目別原産地規則の注釈\(附属書3-A\)](#)
- [品目別原産地規則\(附属書3-B\)](#)
- [協定の車両及び車両の部品に関する規定\(付録3-B-1\)](#)
- [協定の船舶及び船舶の部品に関する規定\(付録3-B-2\)](#)
- [原産地に関する申告文\(附属書3-D\)](#)
- [アンドラ公国に関する附属書\(附属書3-E\)](#)
- [サンマリノ共和国に関する附属書\(附属書3-F\)](#)

3.証明制度

様式見本([原産品申告書](#) / [原産品申告明細書](#)(和文 / 英文))※輸入者自己申告の場合

③2.協定条文等

- ・ 協定本文
- ・ 品目別原産地規則の注釈 (附属書3-A)
- ・ 品目別原産地規則 (附属書3-B)

1. 2. 3. 適用される原産地規則を特定 4. 5. 6.

3-4 附属書3-B「品目別原産地規則（PSR）」を確認



日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈
注釈 2 附属書3-Bの構成 2

附属書3-B表 2 欄に定める各品目別原産地規則は、同表 1 欄に掲げる対応する産品について適用する。



日EU・EPA 附属書3-B 品目別原産地規則
1 欄 統一システムに基づく分類

2925.11-2938.10

産品 = 8ヒドロキシキノリンのHS番号第 2933.49号がここに含まれます。

※2017年1月1日に改正された統一システム（HS）に拠ります。（附属書3-A注釈1 4）



同 2 欄 品目別原産地規則

CTSH、
化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物学的工程が行われること、
MaxNOM50パーセント（EXW）又は RVC55パーセント（FOB）



今回の産品に適用される原産地規則です。

締約国において、産品の材料について、この生産工程が中断することなく行われている必要があります。



二九二五・一一一―二九三八・一〇	統一システムに基づく分類 (二千十七年に改正された統一システム) (特定の品名の記載を含む。)	一欄
RVC五十五パーセント(FOB)又は MaxNOM五十パーセント(EXW)又は 行われること、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物学的工程が行われること、 CTSH、	品目別原産地規則	二欄

附属書3-B 品目別原産地規則

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

3-4 附属書3-B「品目別原産地規則（PSR）」を確認

(例2) 税関HP 原産地規則ポータル「原産地規則の検索」を利用

産品 = 8-ヒドロキシキノリンのHSコード **HS2933.49** で検索

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

検索/Search リセット/Reset

経済連携協定 / EPAs

検索する経済連携協定を選択してください。同一枠内の協定は、複数選択が可能です。
Choose one or more EPA for your search. Two or more EPAs in the same box may be selected.

日EU経済連携協定 / Japan EU EPA

日米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America

日米貿易協定 / Trade / Japan : of Ame

日EU経済連携協定 / Japan EU EPA

日米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America

日米貿易協定 / Trade / Japan : of Ame

注:「工事中 / Under Construction」のチェックボックスについては、今後、新規協定が発効 (HS2012→HS2017へ改正) にデータが掲載され使用できるようになります。

❖ 品目 / Item

HSコード(上位6桁、ドット(.)は入力しないでください。)
Please enter the HS code (6 digit without a dot (.)).

293349

HSコードはHSのバージョン(HS2002、HS2007、HS2012、HS2017など)によって異なります
Please be informed that the HS code is different in each HS version. (i.e. HS2002, HS20

※2017年1月1日に改正された統一システム (HS) に拠ります。(附属書3-A 注釈1 4)
(協定によってHSのバージョンが異なります。)

号 / Subheading	品名 / Description
06	有機化学品 Organic chemicals
29	第10節 オルガノインorganic化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド X- ORGANO-INORGANIC COMPOUNDS, HETEROCYCLIC COMPOUNDS, NUCLEIC ACIDS AND THEIR SALTS, AND SULPHONAMIDES
2933	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) Heterocyclic compounds with nitrogen hetero-atom(s) only.
293349	キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。)を有する化合物 Compounds containing in the structure a quinoline or isoquinoline ring-system (whether or not hydrogenated), not further fused
	その他のもの Other

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日EU経済連携協定(HS2017)	CTSH, 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC 五十五パーセント (FOB)	
	CTSH, A chemical reaction, purification, a change in particle size, production of standard materials, isomer separation or processing is undergone;	

原産地規則の検索
<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認



4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応

品目別原産地規則を満たす製品（実質的変更基準を満たす製品）

我が国の多くの協定においては、品目別原産地規則は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組合せを採用しています。

関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、
CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、
MaxNOM50パーセント（EXW）又は RVC55パーセント（FOB）

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が施されれば実質的変更が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第62.05項 品目別原産地規則
製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

4-1 品目別原産地規則を読む



日EU・EPA 附属書3-B HS第2933.49号 品目別原産地規則 (P.17再掲)

CTSH、
化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物学的工程が行われること、
MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)



各基準の
意味は前
頁参照

関税分類変更基準 CTSH

加工工程基準 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、
異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること

付加価値基準 MaxNOM50パーセント (EXW) 又は
RVC55パーセント (FOB)

※上記では、3つの基準が併記されているが、これらの3つの基準の間に優先関係はなく、
いずれか一つを満たせば良い。(参照) 日EU・EPA 附属書3 - A注釈2 3

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

4-2 品目別原産地規則を満たすかを確認

関税分類変更基準を満たすかを確認

(HS第2933.49号 品目別原産地規則)

CTSH、

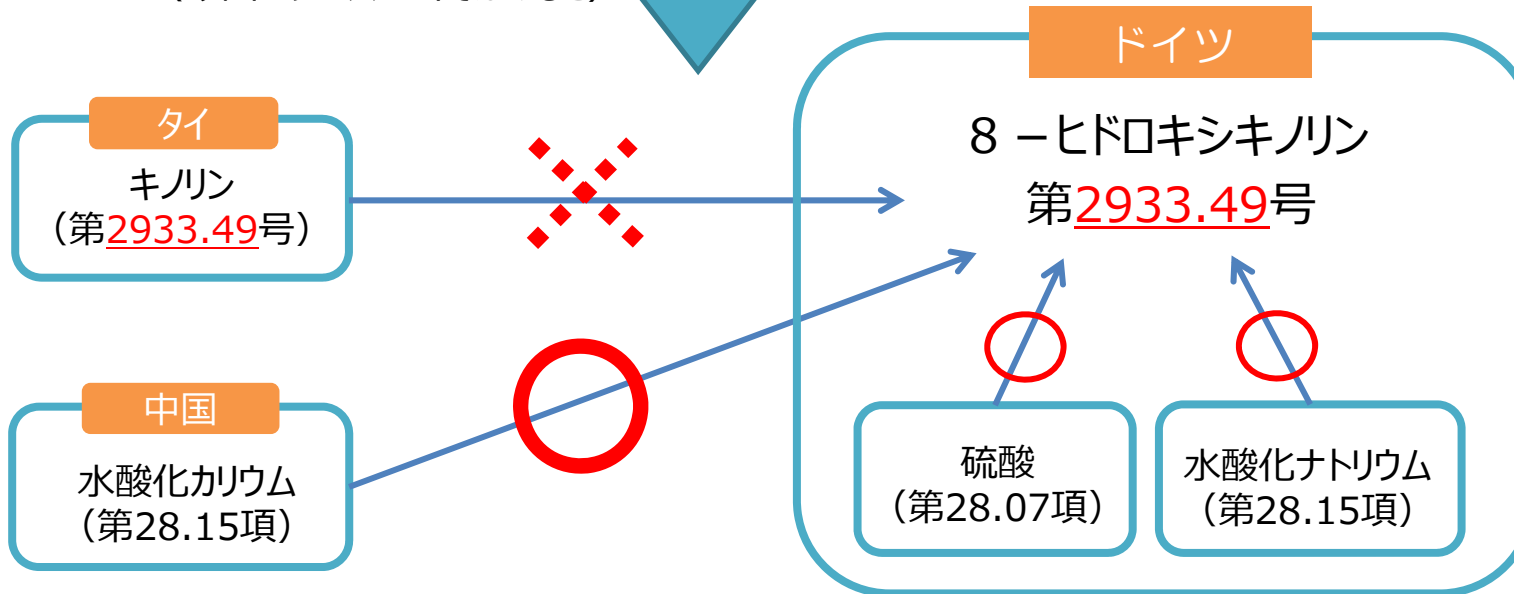
化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)

いずれか1つを満たせばよい。



CTSHとは、非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される製品の関税分類番号が号(HS6桁レベル)で変更されている場合、実質的変更が行われたとする考え方です。

(今回のケースに当てはめると)



非原産材料 (キノリン) と製品の関税分類番号に変更がないため、CTSHを満たしません



1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

品目別原産地規則を満たさない材料が含まれている場合の選択肢

品目別原産地規則を満たさない材料が含まれている場合であっても、**許容限度（トランス）**の規定を用いて、原産品と認められる場合があります

許容限度とは、品目別原産地規則を満たさない非原産材料を使用している場合、**その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認める**規定です。

※各EPAに類似の規定があり、「僅少の非原産材料（デミニマス）」と規定しているEPAもあります。



日EU・EPA 第3・6条 許容限度 1

産品の生産において使用される非原産材料が附属書3-Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。



- (a) 統一システムの第1類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えないとき。
- (b) 統一システム第50類から第63類までの各類に分類される産品については、附属書3-A注釈6から注釈8までに定める許容限度が適用される時。



品目別原産地規則を満たさない材料であった「キリン」が許容限度の規定を満たすかを確認します（→次項で確認）

1.

2.

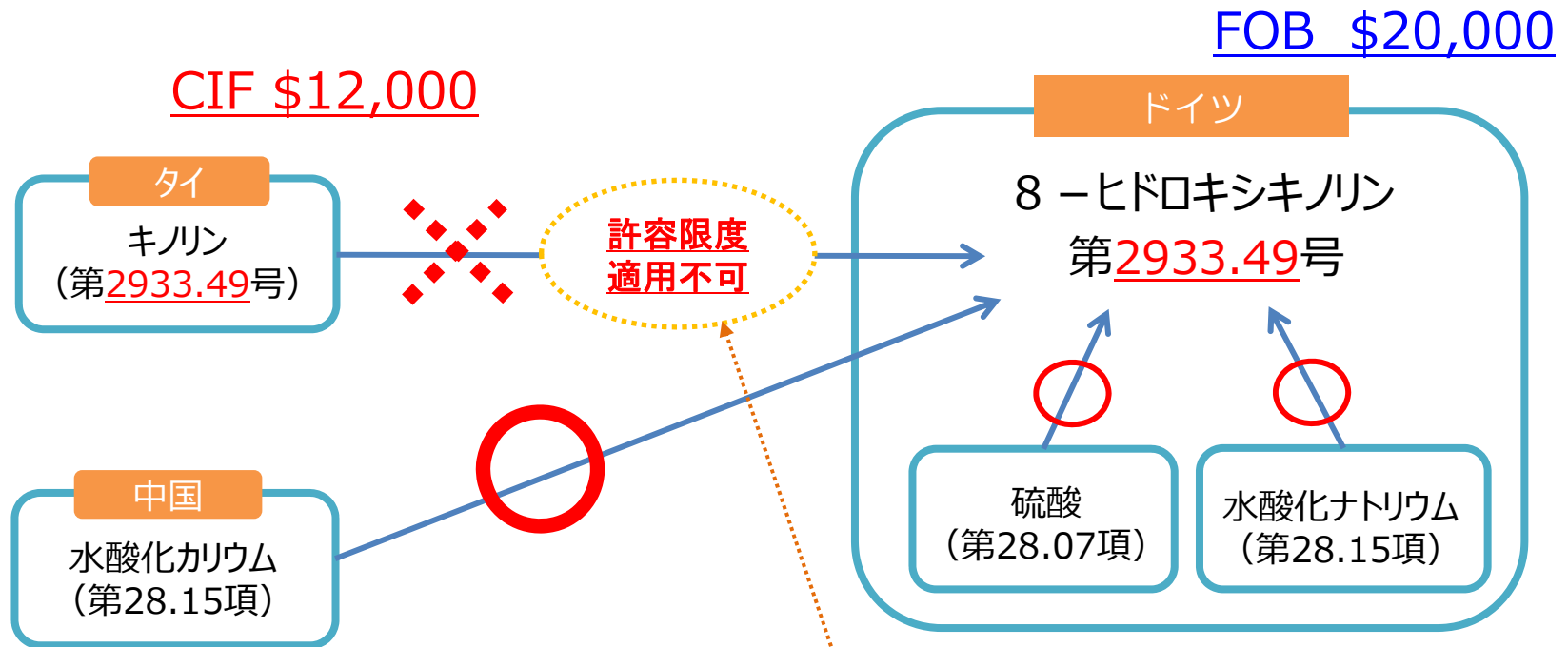
3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

品目別原産地規則を満たさない材料であるキリンが前項の許容限度（トランス）の基準を満たすかを確認します。



許容限度の計算

$$\frac{\text{非原産材料の価額 (\$ 12,000)}}{\text{製品のFOB価額 (\$ 20,000)}} = 60\% > 10\%$$



許容限度の基準も満たさないことから、やはり関税分類変更基準（CTSH）は満たしませんね。他の品目別原産地規則が適用できないかを検討します。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

4-2 品目別原産地規則を満たすかを確認

加工工程基準を満たすかを確認

いずれか1つを満たせばよい。

(HS第2933.49号 品目別原産地規則)

CTSH、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)



日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈

注釈5 附属書3-B第5部から第7部までに規定する工程の定義

- (a) 「生物工学的工程」とは… (後略)
- (b) 「粒径の変更」とは… (後略)
- (c) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。
 - (i) 水その他溶媒への溶解
 - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
 - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (d) 「蒸留」とは… (後略)
- (e) 「異性体分離」とは… (後略)
- (f) 「混合及び調合」とは… (後略)
- (g) 「標準物質の生産」とは… (後略)
- (h) 「精製」とは… (後略)



今回は製品の製造工程が上記(c)の「化学反応」の定義に該当するかを確認するため、輸出者に製造工程を照会してみようと思います！

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

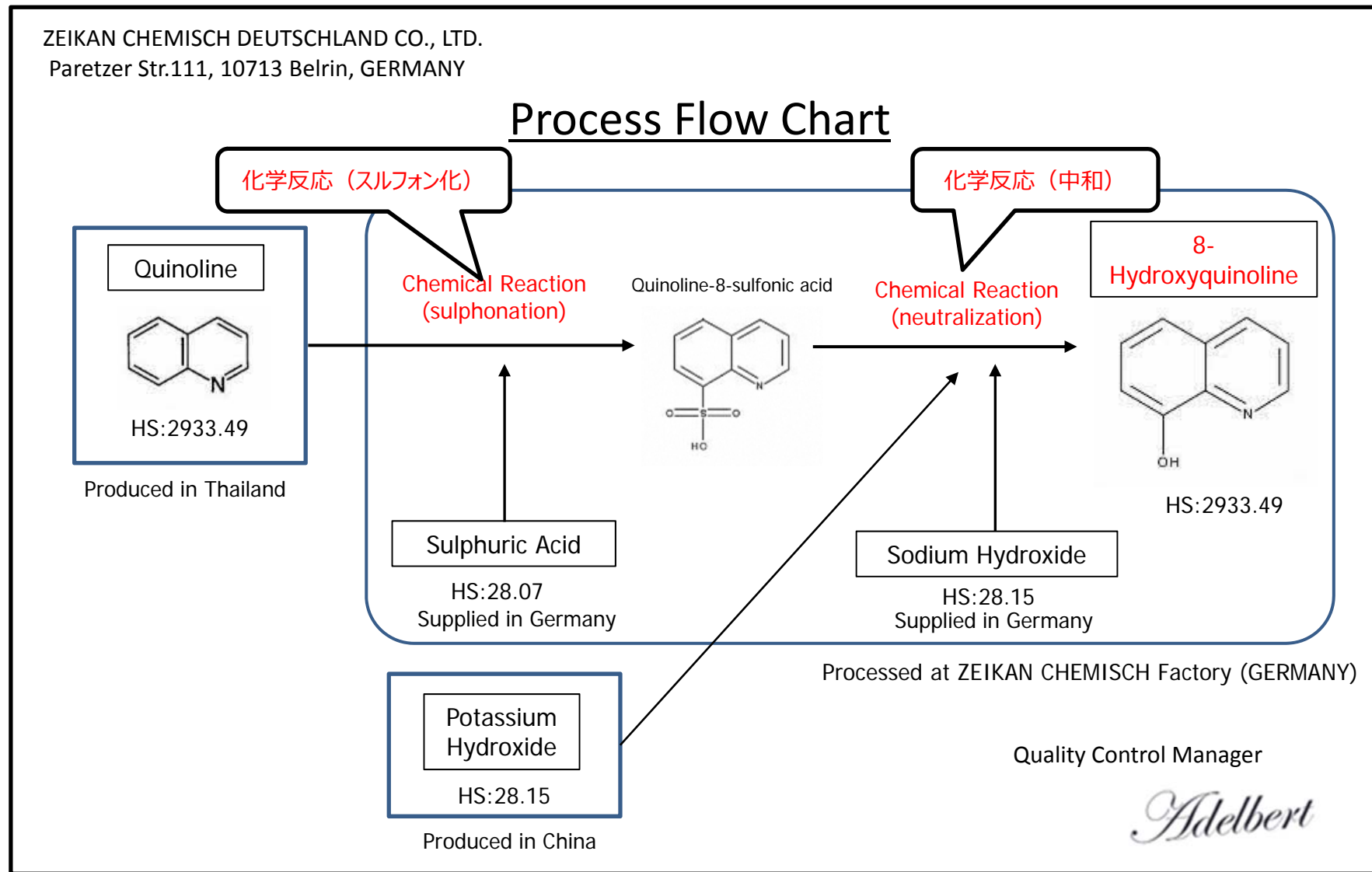
5.

6.

製造工程の証明書



輸出者から書類を追加で入手しました。



1.

2.

3.

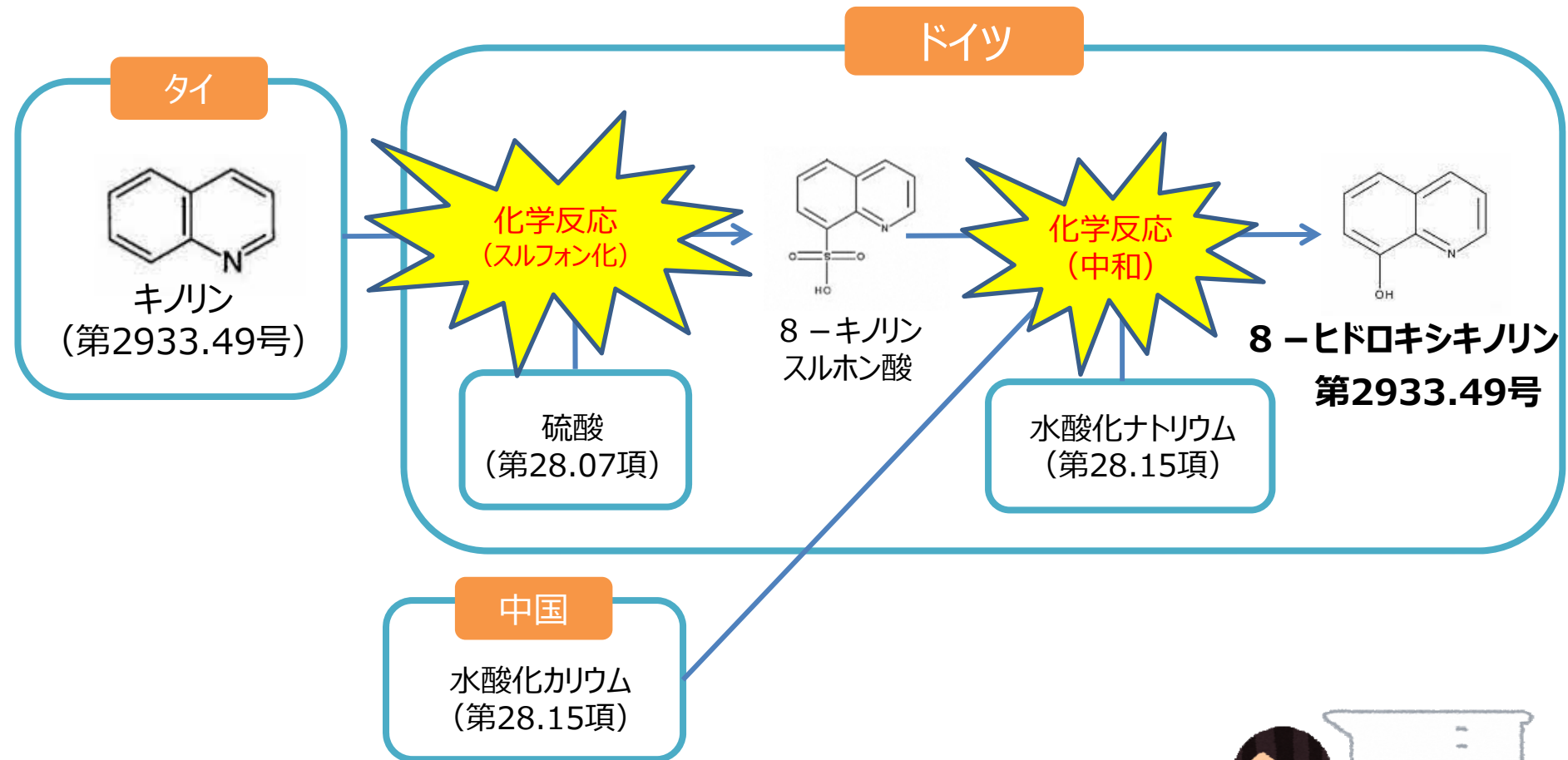
4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

4-2 品目別原産地規則を満たすかを確認

②加工工程基準を満たすかを確認



加工工程基準の1つである「化学反応」が起こっていることを確認したので、この産品は日EU・EPA上のEU原産品と認められます。



1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

4-2 品目別原産地規則を満たすかを確認

付加価値基準を満たすかを確認

いずれか1つを満たせばよい。

(HS第2933.49号 品目別原産地規則)

CTSH、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、
MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)



前頁で加工工程基準を満たすことが確認できましたので、これ以外の基準を確認する必要はありませんが、参考として、付加価値基準を満たすかを見てください。

日EU・EPAでは、付加価値基準を求める計算方式として、控除方式 (RVC) と非原産材料の使用割合に基づく方式 (MaxNOM) が併記されています。

※RVC: Regional Value Content: 域内原産割合

※MaxNOM: Maximum value of non-originating materials: 非原産材料使用割合



日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈 注釈4 定義2

(付加価値基準算定の数式)

○域内原産割合 (RVC) に基づくもの

$$RVC(\%) = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額 (FOB)}}$$

○非原産材料の使用割合 (MaxNOM) に基づくもの

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額 (EXW)}}$$

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

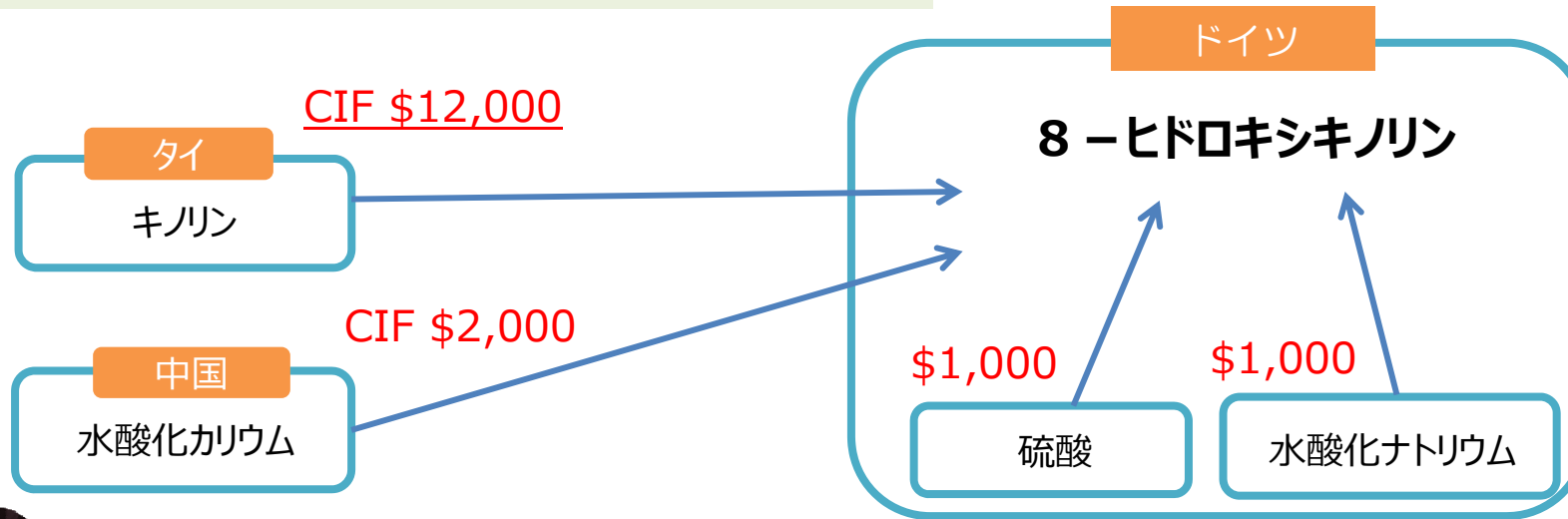
5.

6.

4-2 品目別原産地規則を満たすかを確認

③付加価値基準を満たすかを確認（参考）

FOB \$20,000



上記の条件でRVCを計算してみます（※MaxNOMを計算しようとする場合、製品のEXW価額を確認する必要があります）

$$\text{RVC (\%)} = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額 (FOB)}} = \frac{\$20,000 - \$16,000 (\text{※})}{\$20,000} = \underline{20\%} < 55\%$$



品目別原産地規則は、域内原産割合（RVC）が55%以上であれば、原産品と認められるという規則です。従って、上記の条件では、付加価値基準（RVC55%）を満たしません。

※今回、ドイツで調達した硫酸と水酸化ナトリウムを非原産材料として扱い計算しましたが、仮にこれらの材料が原産地規則を満たし、原産材料として認められる場合でもRVC（%）は、 $\$20,000 - \$14,000 / \$20,000 = 30\%$ となりますので、付加価値基準を満たしません。

1.

2.

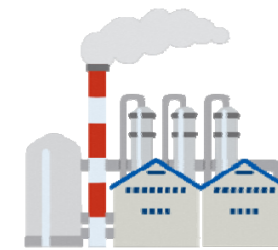
3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

ステップ4のまとめ



- 産品：8-ヒドロキシキノリン
- 品目別原産地規則

CTSH、
化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、
MaxNOM50パーセント（EXW）又は RVC55パーセント（FOB）

□ 上記原産地規則を満たすかの確認結果

- 関税分類変更基準
材料（キノリン）と産品のHS番号に「号」の変更がなく、許容限度の規定も満たさないことから、CTSHを満たしません。
- 加工工程基準
ドイツにおける製造工程において、「化学反応」が起こっていることが確認できるため、加工工程基準を満たし、日EU・EPA上のEU原産品と認められます。
- 付加価値基準
域内原産割合（RVC）が20%であることから、RVC55%を満たしません。
(MaxNOMを計算する場合には、更に産品のEXW価額の情報が必要)



8-ヒドロキシキノリンは、上記品目別原産地規則のうち、加工工程基準を満たすことから、日EU・EPA上のEU原産品と認められます（= EPA税率の適用が可能です）



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認



5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用

6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応

1.

2.

3.

4.

5. 輸入時の原産地手続

6.

日EU・EPAの関税上の特惠待遇を要求するためには、
輸出者自己申告か輸入者自己申告、どちらかの手続をとる必要があります。



日EU・EPA 第3・16条 関税上の特惠待遇の要求

- 1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。
輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。
- 2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。
 - (a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告
 - (b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

(後略)



輸入者自己申告を使いたいです。



日EU・EPA 第3・18条 輸入者の知識

=輸入者自己申告

産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。



輸入者自己申告は、輸入者が、産品が日EU・EPA上の原産品であることを示す情報を持っていることが前提となります。



今回は、ステップ4までで産品が原産品であることを示す情報を入手したので、
輸入者自己申告が可能です。



5-1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出

- 日EU・EPA上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります（課税価額の総額が20万円以下の製品については省略が可能です）

I. 原産品申告書

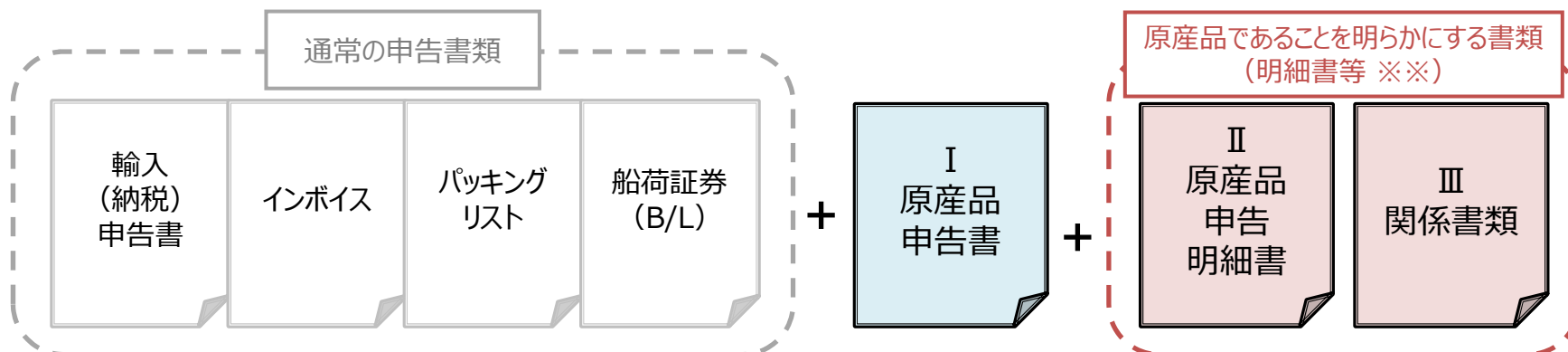
II. 原産品申告明細書

III. 関係書類

} 原産品であることを明らかにする書類（※）

（※）輸出者自己申告の場合は、提出できない場合に省略が可能。

- NACCSを利用して電子的に提出することが可能です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関HP掲載の様式見本もご利用いただけます。
- 提出書類のイメージ



※※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品の場合は明細書等の提出は省略可能です。

日EU・EPA第3・18条輸入者の知識に基づく特惠待遇の要求の具体的手続は、国内法令等で規定されています。



関税法第68条

税関長は、第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があった場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（中略）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するための必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。



関税法施行令第61条

- 1 法第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、（中略）又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。
 - 二 経済連携協定（（中略）経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（中略））における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類
 - イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（中略）であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 略
 - (2) 当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であって経済連携協定の規定に基づき作成されたもの（中略）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（後略）

解 説

日EU・EPA輸入者自己申告 原産品申告書の必要的記載事項

1. 輸出者に関する情報
輸出者の氏名又は名称及び住所（国名含む）
2. 産品の概要（品名、仕入書の番号）
品名は必須の記載項目であり、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認ものであること。仕入書の番号については、1 回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合において記入することとして差し支えない。
3. 産品の概要（欄の追加）
4 欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。
4. 関税分類番号
統一システム（2017年版）に従い6 桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。
5. 包括的な期間（同一の産品が2 回以上輸送される場合の期間）
包括的な期間は、12箇月を超えてはならない。
6. 適用する原産性の基準
適用する原産性の基準を記入する。
A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、D: 累積、E: 許容限度
品目別規則を満たす産品（C）を適用した場合には、以下の基準より該当する基準をあわせて記載する。
（1:関税分類変更基準、2:付加価値基準、3:加工工程基準）

1.

2.

3.

4.

5. 輸入時の原産地手続

6.

I. 原産品申告書（輸入者自己申告用）を作成

ステップ4で確認した内容を基に、原産品申告書を作成します。

インボイス

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Belrin, GERMANY

Invoice No. OBTH-035
Date: June.10, 2021

COMMERCIAL INVOICE

Consignee: ZEIKAN CHEMICAL JAPAN CO., LTD.
2-7-68 KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO

Shipped from: HAMBURG, GERMANY
to: TOKYO, JAPAN
Shipped per: ORIGIN-MARU

Mark & Number	Quantity	Description of goods	Unit	Price	Value
ZEIKAN CHEMICAL #1-2	50KG	8-Hydroxyquinoline PO No. 1358615 HS2933.49 COUNTRY OF ORIGIN: GERMANY	US\$/KG	400	US\$ 20,000 FOB HAMBURG
Total	50KG				US\$ 20,000

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Sales Manager
Friedrich

他の輸入申告書類と原産品申告書の内容の関連付けがわかる事項を記入してください。

様式は任意

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む） ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD. Paretzer Str.111, 10713 Belrin, GERMANY			
No.	2. 商品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号（6桁、IS 2017）	4. 適用する原産性の基準（A、B、C（Cの場合1、2、3） 適用するその他の原産性の基準（D、E）
1	8-Hydroxyquinoline PO No. 1358615 仕入書番号：OBTH-035	第2933.49号	C3
5. 包括的な期間（同一の商品が）			
6. その他の特記事項			

適用する原産性の基準：
実質的変更基準を満たす産品→C
加工工程基準→3

7. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 2021年6月30日
作成者の氏名又は名称 税関化学株式会社
作成者の住所又は居所 東京都港区海岸2-7-68
代理人の氏名又は名称
代理人の住所又は居所

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

1.

2.

3.

4.

5. 輸入時の原産地手続

6.

Ⅱ. 原産品申告明細書を作成

ステップ4で確認した内容を原産品申告明細書に記載します。

今回のポイント

今回は、製品の製造工程において「化学変化」が起こっていることが製品が原産性の基準を満たすかの確認に特に必要な情報でしたので、確認した事実を具体的に記載します。

様式は任意

製品が原産性の基準を満たすことの説明（日EU協定）

作成日：2021年6月30日

1. 仕入書の番号及び発行日（仕入書が複数ある場合に、原産品が含まれる仕入書について記載して下さい。）

2. 製品が原産性の基準を満たすことの説明

<適用した原産地規則>

HS 第 2933.49 号の品目別原産地規則における「化学反応」

<製品>

8-ヒドロキシキノリン（HS 第 2933.49 号）

<製造地>

ドイツ（ベルリン）

<原材料>

	材料名	HS 番号	製造国
①	キノリン	第 2933.49 号	タイ
②	水酸化カリウム	第 28.15 項	中国
③	硫酸	第 28.07 項	不明（ドイツ国内で調達）
④	水酸化ナトリウム	第 28.15 項	不明（ドイツ国内で調達）

<製造工程>

ドイツ国内の輸出者工場において、①キノリンと③硫酸を原料として、化学反応（スルフォン化）により中間体（8-キノリンスルホン酸）を生成し、②水酸化カリウムと④水酸化ナトリウムを用いて、化学反応（中和）させることにより、本品を製造する。

上記事実は別添の資料（Material List、Process Chart Flow）によって確認することができる。

3. 作成者

氏名又は名称：税関化学株式会社

住所又は居所：東京都港区海岸2-7-68

（代理人が作成した場合）

氏名又は名称：_____

住所又は居所：_____

1.

2.

3.

4.

5. 輸入時の原産地手続

6.

Ⅲ. 関係書類を添付

Material List 製品の全材料の確認資料

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Berlin, GERMANY

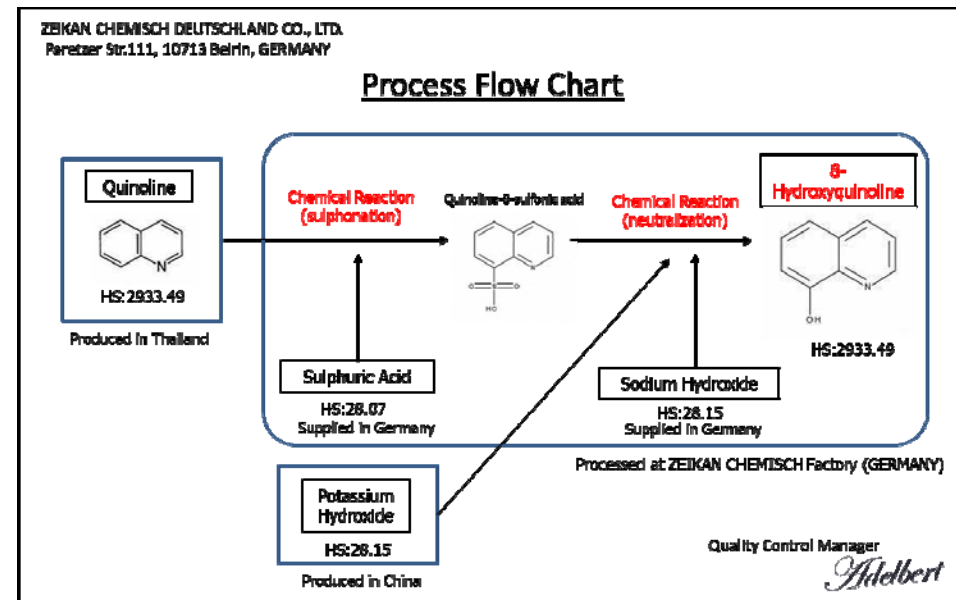
Material List

Product Name: 8-Hydroxyquinoline
PO No: 1358615
HS Code: 2933.49
Weight: 50kg

	Material	HS code	Price	Origin
1	Quinoline	2933.49	\$12,000	Imported from Thailand
2	Potassium Hydroxide	28.15	\$2,000	Imported from China
3	Sulphuric Acid	28.07	\$1,000	Supplied in Germany
4	Sodium Hydroxide	28.15	\$1,000	Supplied in Germany

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Quality Control Manager
Adelbert

Process Flow Chart 製造工程の確認資料



1.

2.

3.

4.

5. 輸入時の原産地手続

6.

その他の必要書類

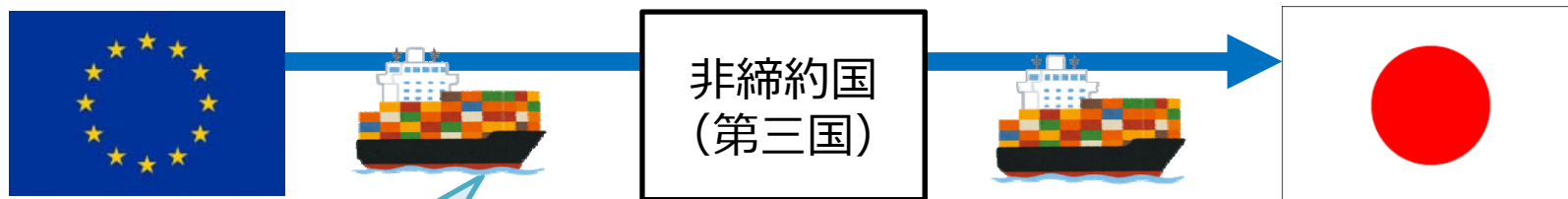
<積送基準>

貨物が第三国を経由する場合に提出が必要な書類＝**運送要件証明書**



日EU・EPA 第3・10条 変更の禁止

- 1 輸入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならず、何らかの改変を行ってはならず、並びに当該原産品を良好な状態に保存するために必要な工程（中略）以外の工程を行ってはならない。
- 2 製品の蔵置又は展示は、当該産品が第三国において税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。
- 3 貨物の分割は、当該分割が輸出者によって又は輸出者の責任の下で行われる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。（後略）



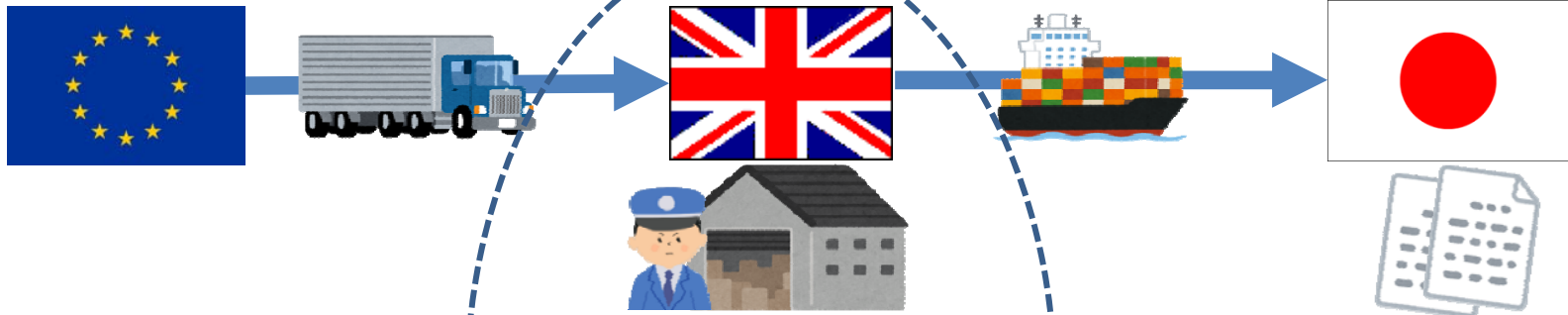
輸出後、産品に対し、協定で認められている以外の工程は行ってはならない。
非締約国での蔵置、展示等は税関の監視の下で行われなければならない。

補 足

<積送基準>

貨物が第三国を経由する場合に提出が必要な書類=運送要件証明書

日EU・EPAの場合



日英EPAの場合



輸出者自己申告を利用する場合の提出書類

I. 原産品申告書

日EU・EPAの場合、輸出者による原産地に関する申告（＝原産品申告書）は、仕入書その他の商業上の文書に、協定附属書 3-D に定められた申告文を用いて作成されます。
（右図参照）

II. 原産品申告明細書

III. 関係書類

- 輸入者が、輸出者から産品が原産品であることに係る追加的な情報（資料）を入手している場合は、輸入者自己申告と同様のものを提出します。
- 輸入者が、輸出者から原産品申告書以外の情報を入手できない場合は、II. III. の書類の提出は不要です。この場合、NACCSの原産地証明識別コード欄に所定のコードを入力します。

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Paretzer Str.111, 10713 Berlin, GERMANY

Invoice No. OBTH-035
Date: June. 10, 2021

COMMERCIAL INVOICE

Consignee: ZEIKAN CHEMICAL JAPAN CO., LTD.
2-7-68 KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN

Shipped from: HAMBURG, GERMANY

to: TOKYO, JAPAN

Shipped per: ORIGIN-MARU

Mark & Number	Quantity	Description of goods	Unit Price	Amount
ZEIKAN CHEMICAL #1-2	50KG	8-Hydroxyquinoline PO No. 1358615 HS2933.49 COUNTRY OF ORIGIN: GERMANY	US\$/KG 400	FOB HAMBURG US\$ 20,000
Total	50KG			US\$ 20,000

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No XXXXXXXX) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of the European Union preferential origin.
Origin criteria used: "C", "3",
Printed name of the exporter: ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.

ZEIKAN CHEMISCH DEUTSCHLAND CO., LTD.
Sales Manager
Friedrich

1.

2.

3.

4.

5. 輸入時の原産地手続

6.

5-2 証明資料を保存（輸入者自己申告）

- 輸入者は、原産品に関する書類を、輸入の許可の日の翌日から起算して5年間（※）保存する必要があります。
- 保存対象となる書類は、貨物が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録となります。ただし、輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とはなりません。

（※）関税法第94条及び関税法施行令第83条による。

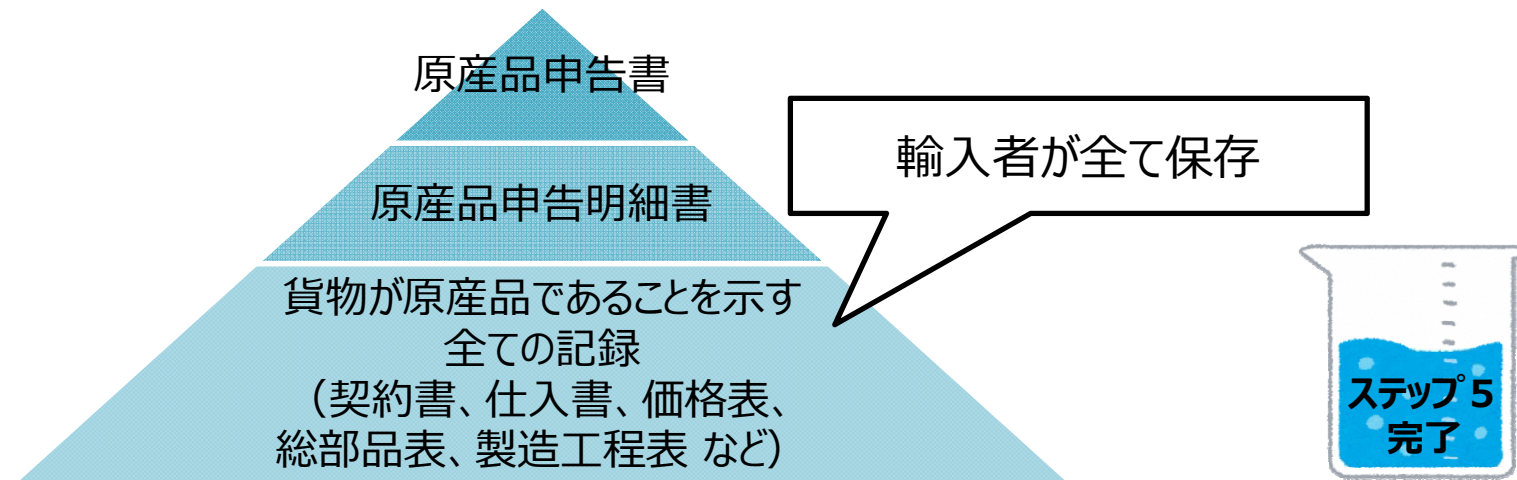


日EU・EPA 第3・19条 記録の保管に関する義務 1

輸入締約国に輸入される産品について関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者は、当該産品の輸入の日の後少なくとも3年間、次に掲げるものを保管する。

（中略）

- (b) 当該関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録



輸入貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 品目別原産地規則を読む
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入時の原産地手続

- 1 申告に必要な書類を整えて日本税関に提出
- 2 証明資料を保存

日本税関におけるEPA税率の適用



6. 必要に応じ日本税関の検証（事後確認）に対応

1.

2.

3.

4.

5.

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

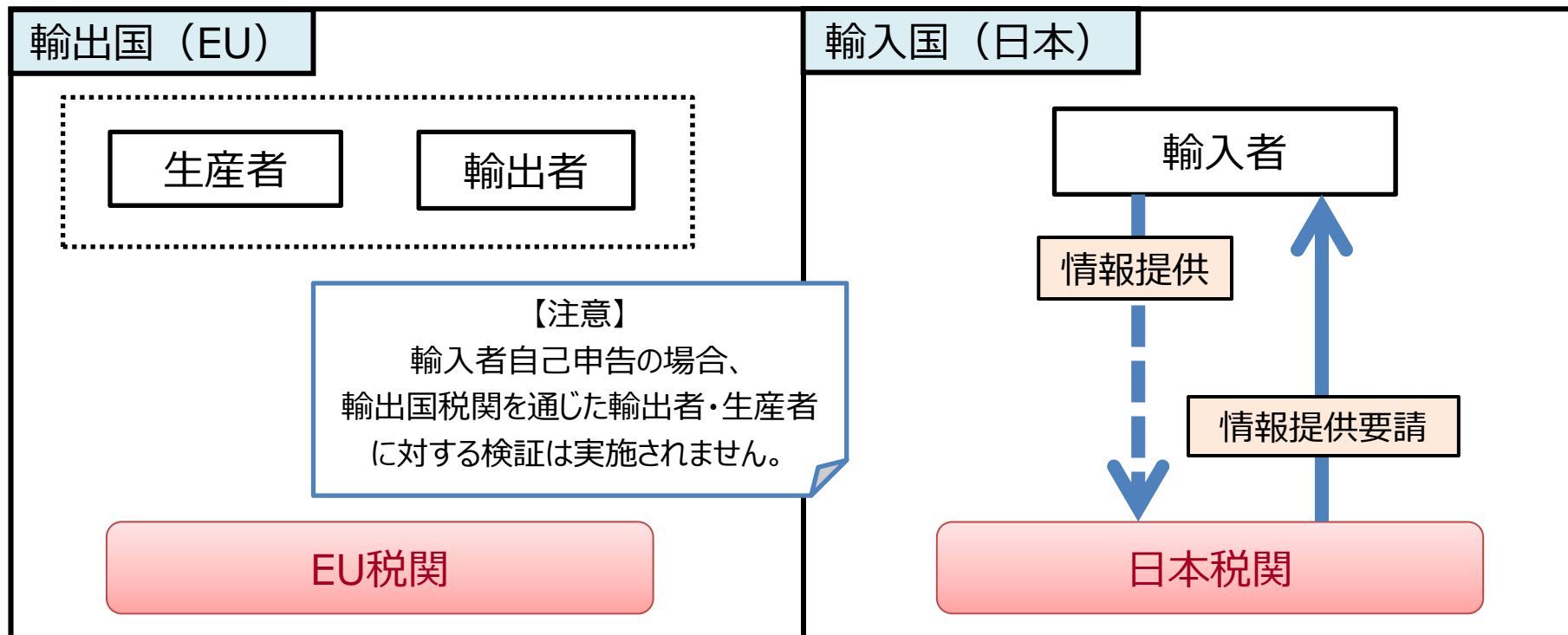
6 検証（事後確認）

日本税関は、協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対し、輸入された商品の原産性の確認を、必要に応じ、輸入許可後に行います。



日EU・EPA 第3・21条 原産品であるかどうかについての確認 1

輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された商品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。（後略）



1.

2.

3.

4.

5.

6. 日本税関の検証（事後確認）に対応

特惠待遇の否認（輸入者自己申告）

次のいずれかの場合、日本税関は日EU・EPA税率の適用を否認することができます。

- 輸入者が、情報提供要請が行われた日から3か月以内に回答をしない場合。
- 輸入者が、情報提供要請が行われた日から3か月以内に産品が原産品であることを確認できる十分な情報を提供しない場合。



日EU・EPA 第3・24条 関税上の特惠待遇の否認 1

輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができる。（中略）

- (a) 第3・21条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
- (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特惠待遇の要求が第3・16条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でないとき。



お知らせ



税関HP・原産地規則ポータルのご案内

- 各EPAのご利用に際しては、税関HP・原産地規則ポータルをご活用ください
- 品目別原産地規則検索、自己申告制度の様式見本各種、協定条文などのほか、[EPA/GSP原産性に係る非違事例](#)もご紹介しています。

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

このページの本文へ [English](#)

原産地規則ポータル

文字サイズ [+ 大きく](#) [元に戻す](#) [- 小さく](#) [検索](#)

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

新着情報

- 06月17日 [EPA/GSPでの原産性に係る非違事例を追加しました](#)
- 05月28日 [各国における原産地証明書発給停止等への対応（更新）](#)
- 05月19日 [「一般特恵マニュアル」を更新しました](#)
- 05月14日 [日EU・EPA発効1周年記念セミナーについて（質疑応答の公表）](#)

[過去の新着情報一覧へ](#)

原産地規則のいろは



税関HP・原産地規則ポータルのご案内（前頁続き）

特惠税率適用非違事例

産品名	農薬原体	HS番号	第2933.69号（※）
協定名	日インド協定	特惠符号 <small>（原産地証明書の記載）</small>	B（実質的変更基準を満たす産品）
日インド協定 第29条 1 （一般ルール）	当該産品の原産資格割合が35%以上であること、かつ、当該産品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において号の変更が行われていること		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第2933.69号の合成原料を使用していたことから、日インド協定第29条 1（一般ルール）の規定を満たさない。また、当該合成原料の産品に占める価額割合が10%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって日インド協定上のインド原産品と認められない。		

第三国

合成原料
(第2933.69号)

(非原産材料)

→

インド

農薬原体
(第2933.69号)

僅少の非原産材料
を適用するための
要件

→

品目別規則を満たさない
非原産材料の価額割合が
特定の割合を超えないこと
が必要

※当該HS番号は、品目別規則の対象ではない

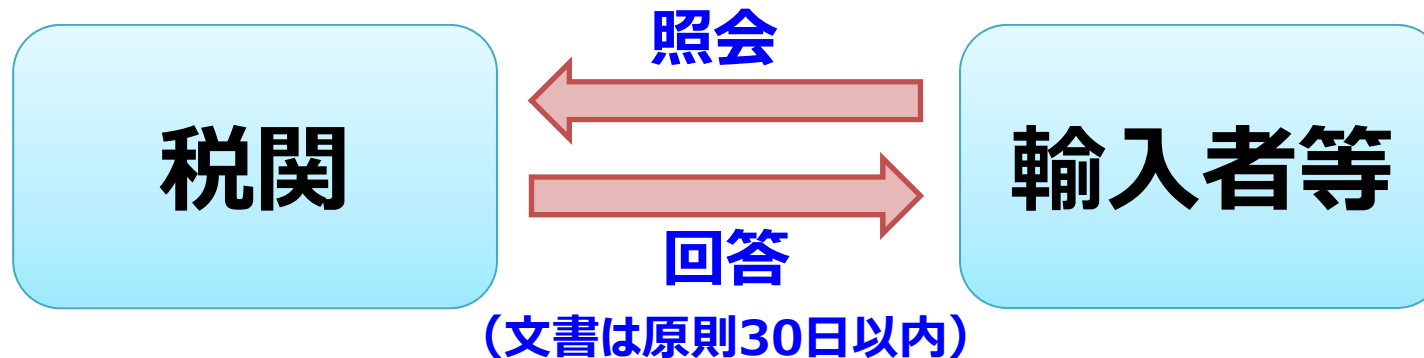


原産地ポータル（EPA/GSPでの原産性に係る非違事例）

https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm



事前教示制度をご利用ください



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、各協定のEPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※ 口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

※ 材料の調達先や価額等、原産性の判断に影響を与える情報に変更があった場合には、事前教示の取り直しが必要な場合があります。

お知らせ



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部門 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した**日本からの輸出**についての相談対応を行っています（対面、Web又はメール）。

■ 相談内容

日オーストラリア協定、TPP11、日EU協定、日英協定に係る自己申告制度を利用した**輸出申告**に係るもの

- 例)
- ・ 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるか。
 - ・ 輸出をする際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいか。
 - ・ 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいか。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

■ ご利用方法

以下の事項を記載し、次ページ記載のメールアドレスあてに送付ください。

- （1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- （2）相談したい内容
- （3）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

輸出のお問合せ

■ 担当

財務省税関 EPA原産地センター
住所：東京都港区海岸2-7-68
電話：03-3456-2171 (※)

■ 相談受付メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp

(※) お電話でのご相談受付は承っておりませんので、
まずはメールでのご連絡をお願いいたします。



■ HSコードのみのご相談の場合

ご相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類（HSコード）についてのみの場合は、各税関の関税鑑査官部門にお問い合わせ下さい。

➤ 品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）

税関HP：<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めする
場合もございます。

ご清聴ありがとうございました。

